

会 議 等 報 告 書

係 員	係 長	課長補佐	課 長	部 長	教育長	副市長	市 長	決定区分
		/						
合 議	()	()						
報 告 者	平成 23 年 8 月 8 日 企画部 経営企画課 企画調整係 職名 主査 氏名 大 鶴 泰 輔 印							
1 会議等名	第 2 回 糸島市まちづくり基本条例審議会							
2 開催日時	平成 23 年 8 月 8 日 (月) 13 時 30 分 ～ 16 時 45 分							
3 開催場所	糸島市役所 本庁舎 本館 3 階 第 3 会議室							
4 出席者	○審議会委員 全員出席 (三苦委員は、途中から出席) ※別紙のとおり ●事務局 (糸島市) 企画部：福岡部長 経営企画課：藤田課長、重富係長、大鶴							
5 協議事項	<p>■会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は、前文～第 17 条まで検討していきたい。 <p>■協議</p> <p>1 前回までのおさらい ※事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認 ・前回の懸案事項 ・事務局宿題分の説明 <p>※委員からの質問・意見は特段なし。</p> <p>【次の 3 点について、会長から委員に確認し、委員からの異論なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「きょうどう」の漢字について → 「協働」とする。 (2) 「義務」と「責務」について → 「責務」とする。 (3) 「重要な用語」について → 第 2 条を検討する中で協議する。 <p>2 前文について</p> <p>※事務局より、条例素案の前文を読み上げ、事務局検討案を説明後、協議。なお、事務局検討案は、あくまでも事務局で検討した結果を示したもので、審議会の議論がこれに拘束されるものではないことを会長が確認。</p> <p>【主な質問・意見】</p> <p>○委員：歴史と自然を大事にして守ることは、昔から糸島で言われてきたことで、これは変わらないものである。では、これから先、何が不足しているのかという視点は必要なのか。本市では、19 歳人口の減少ということが言われているが、活力不足という現状があるのではないか。「魅力」だけではなく、「活力と魅力」としてはどうか。</p>							

5 協議事項

- 会長：事務局検討案では、「魅力」を削除しているが、委員の皆さんはどのように考えるか。
- 委員：前回の協議の懸案事項としても挙がっているが、「どのようにまちをつくるか」だけではなく、ある程度「どのようなまちをつくるか」を盛り込むということになっていた。あまりにガチガチに決めてしまうのは良くないが、ある程度、この方向にというものを示したほうが良いと思う。
- 会長：基本的には、「どのように」であるが、ある程度は「どのようなまち」ということも盛り込んでいくことで良いか。
- 事務局：事前配布させていただいた、他自治体の条例の前文にも、「どのようなまち」ということが盛り込まれている。
- 委員：前回の会議が終わって、前文を真剣に読んでみたが、文章が硬く、取っ付きにくい印象を受けた。また、「市民」という言葉が多く出てきて、非常に頭ごなしのような表現になっている。他自治体の条例は、まず、市の成り立ちを示しているのに、この条例素案は、強調したかったのだろうと思うが、「まちづくりはあなたたち市民がするのですよ」と言っているように感じる。前回会議で、中学生でも理解できるよう、文章を噛み砕いて表現すると言っていたので、少し文章が硬い気がする。
- 委員：他自治体の条例の前文は、まちの独自性を示したうえで、市民のことを述べているが、いきなり、「市民が行動しなければならない」となっているのが、「上から」というイメージになってしまっているのではないかな。
- また、条例として重複している文言を削除しすぎると、どうしても硬い表現になってしまってしまう。前文はもう少し豊かに表現しても良いのではないかな。
- 委員：4 段落目は、「市民は、まちづくりの主体として～」と規定されており、ここには市が入っていない。他自治体の条例では、「市民と市が役割分担でまちづくりを行う」というような内容となるところが多い。それに対し、この素案の前文では、「協働」という文言は入っているけれども、「あなたたち市民がまちづくりをしなければならない」という意味合いに取れる。
- 委員：前文の段落がこのような配置になったのは、検討会議において、「どのようにまちをつくるか」を大目標に置いたからではないか。「糸島市は、～宝です」の段落が前に来てもおかしくはない。他自治体の例では、「どのようなまちを目指します」ということが示されているケースもある。
- 会長：検討会議で、このへんの議論はどうだったか。市民がまちづくりの主役であることを1段落目に持ってきて、その後に糸島の歴史や自然のことを持ってきたのは、何か意図的なものがあったのか。
- 事務局：検討会議への原案は、事務局が作成して示したのだが、段落を入れ替えたほうが良いという検討会議からの意見はなかった。最初の段落を「市民が主役」としたのは、インパクトを出すためである。一般的には、市の成り立ちなどから入っているところが多いことは認識していたが、検討会議では、あえて他自治体の例を示さず、委員の皆さんに意見を出し合ってもらい、それを基に事務局が叩き台を作成したこともあって、このような形になった。
- 委員：「あなたが主役ですよ」と言われると気持ちが良いが、「あなたが主体ですよ」と言われると受け取るニュアンスが変わってくる。また、糸島市の魅力として、歴史や自然に加えて、事務局からの話にあったように「人のつながり、人情、絆」というものも糸島の地域資源として捉えたうえで、「市民が主役となり、今後のまちづくりでこ

5 協議事項

のつながりを生かしていく」というような流れが自然ではないかと思う。

○委員：「まちづくり」とインターネットで検索すると、建築や都市計画のような意味でも使われている。いきなり「まちづくり」という文言が出るより、もう少しやわらかい表現が先にあったほうが良い。「みんながここに住んで良かったと思えるまちづくりを目指します」というように、分かりやすく表現するほうが魅力的だと思う。

○委員：他自治体では、「平和」「人権」「憲法」といった用語が前文に入っている。平和であってすべてが成り立つという観点で、基本条例の前文に「平和」という文言が採用されているのではないか。また、過去から、糸島地域は、同和問題の課題があり、現在では人権侵害の問題もある。人権に関して敏感に、このような問題に立ち向かってきた歴史がある。基本的人権という表現にするかどうかは別として、人権という文言を前文に盛り込むべきではないか。

また、この「人権」については、前回の会議で、行政区自治会への加入の話が出たときに、加入しないことで不利益を受けることがない権利のことが問題となった。前文に基本的人権の保障を盛り込むことで、この不利益を受けない権利の条項を削除しても良くなるのではないかと考える。

「平和」「人権」を前文に入れると、文章としては硬くなるが、検討したほうが良いと思う。

○会長：検討会議では、平和や人権という言葉については議論になったか。

●事務局：そこまで議論にならなかった。

○委員：入れるなら前文ではないかと思う。

○会長：前文のどこに盛り込むかは後で考えるとして、平和、人権という言葉盛り込むことについて、委員の皆さんのご意見はいかがか。

○委員：盛り込むことに賛成である。

○委員：最終的には、条例を議会に提案することになるが、そのときに、「平和や人権を盛り込むことを検討しなかったのか」と質問される。結果的に盛り込まなくなったとしても、検討したうえで、どの条項でカバーすることとなったのか、説明できるようにしておかなければならない。

○会長：この審議会としての提案として、平和、人権について前文に盛り込むこととした。事務局と検討して、修正案を提案することとする。

○会長：「主役」と「主体」の取り扱いだが、事務局からは、「主体」に統一したいという提案だった。一方、先ほど、委員から、主役のほうが、表現が硬くないのではないかという意見があった。統一したほうが良いとは思いますが、どちらが良いか。

○委員：私の意見は、前文の冒頭にまちづくりの主体が来るのは、ちょっとどうかと思うということである。「主体ではなく主役のほうが良い」という意味ではなく、もう少し、下段で示したほうが良いという意味である。

○委員：主役と主体ということもあるが、前文の4段落目が、「市民は、～」となっていて、市民と市が一緒になってまちづくりを進めるということが読み取れない。これが読み取れるのであれば、「市民がまちづくりの主役」としてもあまりきつい表現ではないと思う。

○会長：委員のご指摘は、もう少し、前文の後段に市民と市が一緒になってという意味合いを出したほうが良い、前段に「協働」が示されただけで、あとはすべて市民がまちづくりを行うような表現となっているということである。これについては、どうか。

- 委員：前段に「みんなでまちづくりを進める」という趣旨の表現があれば、主体に統一しても問題ないと思う。他自治体の例では、花巻市の条例の前文が美しいと思う。市の歴史、先人への敬いを示し、「結い」という言葉を使って人とのつながりを表し、イーハトーブという宮沢賢治の理想郷を示し、そのためには、市民主体のまちづくりを進めるということを謳っている。「市民が生き生きと暮らすことのできる活力に満ちたまちづくりに努め」という文言も盛り込まれており、その後、市民、市議会及び市の執行機関ということが出ている。全体的にやわらかい前文になっている。
- 委員：花巻市の前文は、良い。演歌の歌詞のようだ。
- 委員：他自治体の前文がやわらかい分、糸島市の前文の表現が硬く感じる。検討会議での反対意見はないようだったが、これは修正しても良いものか。
- 事務局：この審議会で検討していただいた結果、内容が修正されることは、検討会議の委員にも承知していただいている。
- 会長：検討会議では、「市民がまちづくりを進めていく」という意見が多く、決意として1段落目に盛り込まれたのであろう。2段落目、3段落目を前段に持つてくることについて、どう思われるか。
- 委員：合併して、新しく誕生した市でこの条例を作っているため、合併のことを最初に持ってきたほうがスッキリするのではないか。まず、合併によって誕生したことを示したほうが物語としては良いと思う。また、「ともに考え、行動する」のところは、「ともに考え、ともに行動する」というように、両方に「ともに」を付けたほうが良い。気持ちを込めて、「ともに」を重ねたほうが、行政区自治会の加入促進のためにも良いと思う。
- 会長：決め方は、どうするか。個人的には、多数決という方法は採りたくない。
- 委員：検討会議で作成した条例素案を大きく修正することは良くないのではないか。微修正のみ認められるということではないか。
- 委員：これは、審議会に提案する素案として作られているのであれば、順序くらいは変更しても良いのではないか。
- 会長：それくらいは問題ないと思う。
- 委員：審議会で検討した案を基に、パブリックコメントという形で市民から意見をいただくことになっている。
- 事務局：検討会議委員30人からはさまざまな意見が出された。事務局は、その委員の思いをこの審議会に伝えるという任務がある。ただし、素案の内容が変更される可能性があることは検討会議の委員に了解をいただいている。内容がガラッと変わってしまうことは問題があるかもしれないが、順番を入れ替えたり、語句を修正したりすることは問題ないと思っている。
- 委員：検討会議で検討した条例素案の趣旨はそのままに、「もう少しこのようにしたらより内容が伝わる」というような観点で修正をしていけば良いのではないか。
- 会長：まさにそのとおりだと思う。より良くしていくことが大事。市民の生の声をまとめるのは難しかったらと思うが、このような形で素案としてまとまっている。基本的にはこれに沿ってということだが、順番の入れ替え、補足、文言修正などは、むしろ、趣旨を生かすということになる。何ら差し支えはない。
- 事務局：どうしても条例素案に盛り込めなかったものは、個別少数意見として別途、審議会の資料として前回、出させてもらっている。その分も検討してもらいたい。
- 会長：合併のことを頭に持ってきて、糸島市の宝の部分に次に持つてくる、そして、まちづくりの主役を次に持つてくるという順番の入れ替えをする。どのように繋げるか

は考えたい。

○委員：「糸島市は、古代伊都国が存在し」というのは、間違いではないのだが、その前に、「斯馬国（しまこく）」というものがあつた。昔から議論になるのだが、伊都国と斯馬国があつたということで、合併のときに新市の名称を決定するのも、旧志摩町の住民は、「伊都市」や「伊都国市」には絶対反対という人が多くいた。九大の名誉教授の丸山名誉教授が、私に対して、「これはハッキリと言っておかないといけないぞ」と言われていた。条文や解説に載せる必要はないかもしれないが、皆さんに知っておいてもらいたい。

○会長：では、そのクニのつくりについては、最後にもう一度ご意見を伺う。

○会長：いくつか提案があつたので、まとめてみたい。

- ・「魅力あふれる」に「活力」の追加。
- ・「平和」「人権」という文言の追加。
- ・全体的に文章が硬い。段落を入れ替える。
- ・「市民が～」という表現が多すぎるため、「市民と市が一緒になって、みんなで作り上げる」というような表現にする。

これらについては、事務局で組み直して、案を作成してもらいたい。

○会長：「子ども」については、どうするか。大人だけがまちづくりをするのではなく、子どもも一緒にまちづくりをするものだというご意見だった。事務局検討案では、「子どもからお年寄りまでのすべての市民は」ということも出されていた。

○委員：前回の会議で意見が出されたが、この条例を子どもたちの教育にも活用し、みんなが小さなころから親しむことがたいせつである。「市民」と言われて、自分のことではないと思ってしまうのでは、いけない。

○委員：第4段落の「一体となって」の前に「子どもたちも」と加えたらどうか。

○会長：先ほど、「市民が主体」という表現が硬いという話だったが、「子どもたち」という文言が入れば、少し柔らかくなるのではないか。

○委員：第10条くらいに「子どもの意見表明の機会」などを加えると整合が取れる。流山市の条例などに盛り込まれている。

○会長：子どもたちの件は、前文に加える。また、条文に加えるかどうかについては、宿題にしておきたい。

○委員：前文の長さとしては、これくらいでちょうど良い。

○会長：事務局検討案では、前文の第1段落目にある「私たち市民が参画し、市民、議会及び市が協働しなければなりません。」を削除するようにしているが、この点についてはどうか。

●事務局：第4条の基本理念と内容が重複していること、また、参画、協働に含まれる主語と、文章の主語とが重複することなどにより、削除した。

○委員：「魅力あふれる」も削除するのか。

●事務局：主語になっている「まちづくり」に、「魅力あるものにしていく」という意味が含まれていることもあり、削除してはどうかと考えた。

○会長：検討会議での少数意見の中でも、「魅力」という言葉を使うことがどうかという意見が出ていた。

- 委員：「活力」と「魅力」と並べれば良いのではないか。
- 委員：いろんな魅力があって良いのだから、あえて削除する必要はないのではないか。
- 委員：「糸島市に住んで良かったな」ということだろうが、その良かったなと思うポイントは、人それぞれだと思う。魅力は人それぞれ違うが、糸島市に住んでいて良かったなと思ってもらえるという意味で「魅力」を使うのは良いのではないか。
- 委員：「魅力あふれる」を削除すると、「誇りに思える」だけになって、味気ない。
- 会長：では、その糸島市の魅力のことで、「人とのつながり」を入れたらどうかという事務局からの提案だが、どうか。検討会議では、このことについて意見が出されなかったのか。
- 事務局：前文の協議では出されなかったが、ワークショップを通じた意見では、「向こう三軒両隣」というようなものが多く出された。それについては、住民による自治のところに盛り込んだ。
- 委員：昔は、人とのつながりが地域の誇りだった。今ではそれが薄れてきている。
- 委員：人情、絆というものは、糸島市らしいと思う。他の地域にはないものではないか。
- 会長：人との絆、つながりについては、前文の中に入れるということで、文章は事務局で考えてもらうことにしたい。良いか。
- 委員：了解。

3 条文について

※各条区切りで、事務局が条例素案を読み上げ、事務局検討案説明後に、協議。

【第1条】

- 会長：義務を責務にすることについては、ご異議ないか。
- 委員：なし。
- 委員：「自治の力」という表現が分かりづらいのではないか。
- 事務局：ここでいう「自治」というのは、「自分たちのことは自分たちで行う」という意味であり、直接・間接問わずに、市民自らが当事者意識を持って行うという意味である。いわゆる住民自治、団体自治という意味も含んでいる。この条例自体がまちづくりの基本的なルールであることを考えると、条例制定の目的は、「自治の力を高める」ことにした。
- 会長：検討会議で、「自治の力」という言葉にこだわりがあったということはないか。
- 事務局：それはなかった。
- 委員：解説は付くのか。
- 事務局：市民のみなさん向けには逐条解説を付ける。
- 委員：解説が付くのであれば、自治の力という言葉を使っても良いのではないか。
- 委員：「自立した糸島市」という言葉を使うと、自治の力という言葉が分かってくる。
- 会長：事務局が言うように、条文における重複を避けるというのは分かるが、あまり枝葉を切りすぎていくと、素っ気ないものになるので、こだわり過ぎなくても良いのではないか。それぞれの文章が分かりやすくなることのほうが大事。
- 委員：「魅力あふれる」は、前文と重複するので、削除しても良いが、自立した糸島市という文言は、自治の力との関係からも盛り込んだほうが良い。
- 会長：各条項の決定は、暫定的ということとし、議論を進める中で必要に応じて修正することもあり得る。そのうえで、第1条は、「市民の責務」とし、「自治の力」と「自立した糸島市」をそのまま残し、「魅力あふれる」を削除するというように良いか。

○委員：了解。

【第2条】

○会長：「市民」の中に、「個人」を入れるということで良いか。

○委員：了解。

○会長：「まちづくり」の定義はどうか。「快適」という言葉はどこにあったのか、急に出てきた感がある。前文にもなかった。

●事務局：第2条の用語の定義は、既存の「協働のまちづくり推進条例」からそのまま持ってきている。

○委員：さきほど、前文の協議の中で、「魅力と活力」という意見が出されていたので、「魅力と活力あるものにしていく活動」としたら良いのではないか。

○会長：事務局の説明では、既存の条例に合わせたということだったが、まちづくり基本条例における「まちづくり」の定義であり、既存の条例が、こちらの条例に合わせていくことになるはずである。そういう面では、前文の内容を生かし、「快適」という言葉を修正するということが良いか。

○委員：了解。

○委員：参画の定義で、「意思形成」という言葉は難しいのではないか。

○委員：「意思形成」という言葉がなくても意味が通じるのではないか。

○会長：なくても意味が通じるということだが、自主的に参加し、主体的に関わるということが良いか。

○委員：了解。

○委員：まちづくりの定義の中に、「公共性」という意味合いを入れなくて良いか。難しくなるか。

○委員：地域社会という言葉があるので、公共性という言葉は必要ないのではないか。

○会長：確かに「公共的な活動」であるのだろうが、少し言葉が複雑になるかなと思う。

○委員：市民の定義で、「通勤し、通学する」とは、市内に住む人が通勤するのか、それとも市外に住む人が通勤するのか。

●事務局：市内に住所を有しない人が、市内に通勤・通学するという意味である。

○委員：この条文からはそれが読み取れない。

○委員：「市内に居住し、又は通勤し」というように「又は」を間に入れなければならないのではないか。分かりづらい。

●事務局：「事務所又は事業所」となっているところは、「事務所若しくは事業所」という言い方が正しいかもしれない。法制担当に確認したい。

○委員：他自治体の例では、1つ1つ列挙しているものがあり、分かりやすい。

○委員：列挙することは、法制的に問題ないのか。

○会長：それは問題ない。次回、事務局で列挙したものを作成してもらいたい。

○会長：参画、協働という文言は、この条例の中で重要な用語であるので、これを別立てで規定するかどうか、前回、意見が出されていた。

○委員：構造上、少し複雑になることも考えられる。第2条に規定されている用語は、この条例にとっては、どれも重要な用語なので、参画や協働などの言葉が埋もれてしま

うかとも思った。

○会長：趣旨は分かる。ただ、「まちづくり」という言葉も重要である。「市民」や「市」は、範囲を決めているだけなので、単なる用語の定義だが、他の3つは、この条例の骨格となるものだと思う。個人的には、基本理念の中に入れたらどうかとも考えたが、少し長くなりすぎる。事務局は、他自治体のものを確認しているか。大体、どこも参画や協働という文言は、用語の定義に規定されているのか。

●事務局：用語の定義に規定されている。

○会長：参画や協働は、少し、レベルの違う用語であることは理解できるが、とりあえず、このままの形で残しておく。ところで、参画と協働の定義はどこから持ってきたのか。

●事務局：既存の条例の定義をそのまま持ってきているが、「協働」の定義中、「対等な立場で」という部分だけ検討会議での意見を反映している。

○会長：「参画」の定義にある、「計画、実行、評価及び改善」と唐突に出てくるが、「市の施策などの」という意味か。

○委員：「まちづくりの」ではないか。

●事務局：まちづくりは、市政も含んで、もう少し大きい意味となる。

○委員：では、ここに「まちづくりの」と挿入したほうが分かりやすい。何に対する計画、実行、評価、改善なのかが分かりづらい。

○委員：「参画」の定義で、「市民が自主的に参加し」とあるが、自主的ではいけないのか。

○委員：嫌々であっても、参加したのであれば、自主的になるということではないか。

○会長：それでは、「自主的に参加し、主体的に関わる」ということにする。

【第3条】

○委員：「趣旨」を入れておかないと、他の例規を策定する際に、微妙な違いを指摘されたりする。「文言の表現は違うけれど、趣旨は合っている」というくらいの余裕を持っていないといけない。

○委員：検討会議で「趣旨」を外せと言われたのは、どのような理由だったのか。

●事務局：この条例を市の憲法、最高規範としており、条例そのものを尊重すれば良いのに、「趣旨を最大限に尊重する」というように「趣旨」を入れることで、何だかオブラートに包んだような、弱まったようなイメージになったようだ。

○委員：この「趣旨」という意味は、条例の内容ということだから、弱まるということではないと思う。「条文には出ていないけれど、意味はこうですよ」ということがある。

○会長：趣旨というと、やはり、少し弱くなる。「この規定に基づいてやりなさい」というのが一番厳しい表現となる。趣旨となると広がり、判断の余地が残る。

○委員：「条例そのものを尊重しなさい」とすると、想定していなかったことが出てきたときに対応できなくなる。条例の趣旨を尊重して行うということであれば、「条例の考え方はこうだから」ということで、新しいことが出てきても、対応できる。

○会長：趣旨を入れると、柔軟性が出てくる。異論がなければ、「趣旨」を入れて良いか。

○委員：了解。

○会長：文末の表現は、「尊重するものとする」を削除して「尊重する」にするのではなく、「尊重しなければならない」ではいけないのか。

○委員：「尊重しなければならない」のほうが分かりやすい。

【第4条】

- 会長：「まちづくり」を主語に持ってきているので、結びを「推進されなければならない」と修正することについては、良いか。
- 委員：了解。
- 会長：「一体となって」は、どうするか。入れていたら、おかしいか。
- 事務局：誰と誰とが一体となるのか、判断が難しかった。市民、議会及び市は、情報共有し、参画は「市民」、協働は「市民、議会及び市」という主語がすでに含まれている。「市民、議会及び市が一体となる」と捉えると、参画がひっかかる。
- 委員：「自助、共助、公助の精神に基づき」と規定されているので、いつも一体となつて行うとは限らないのではないかと思った。
- 委員：語呂の関係で、「共助」ではなく、「互助」のほうが良いのではないか。共助と公助が続いたら言いづらい。意味は違うか。
- 委員：意味は同じだが、「自助、共助、公助の精神」という1つの言葉になっている。
- 委員：防災関係は、「自助、共助、公助の精神」である。
- 事務局：共助と互助の関係は、事務局の宿題にさせていただきたい。

【第5条】

- 会長：「市政に関する情報」のほうが広い。この修正で良いか。
- 委員：了解。
- 委員：説明責任を果たすために情報提供を行うことになるのか。まちづくりに関係する情報を皆さんに知っていただきたいということで情報を提供するのだから、説明責任は関係ないのではないか。市の責任感はあるが、「説明責任を果たすため」と書くと、それに関係することだけ情報提供するというふうには取られかねない。
- 会長：個人的には、「説明責任を果たすため」という文言を入れなくても十分に分かると思うがどうか。
- 委員：了解。
- 委員：第1項は、「まちづくりに関する情報を相互に提供し」となっているが、もう一歩進めて、市民提案制度を設けるのはどうか。
- 事務局：市民が提案しやすいようにということについては、検討会議でも意見が出された。市民が市に実際に意見を言うときに、どの窓口に言ったらいいのか、きちんと聴いてくれるのか不安だというような意見だった。それについては、第8条の市民意思の把握のところ、「市民が意見及び要望をしやすいように配慮する」と規定してカバーした。市民提案制度のような具体的な施策については、憲法であるこの条例には規定することが難しいと判断し、第8条において市が配慮することを規定している。
- 委員：「配慮する」という表現は弱い。
- 会長：表現は抜きにして、この分については、第8条のところでもう一度考えることにしたい。

【第6条】

- 会長：「公共の福祉に反しない限り」は削除して、端的に「公開しなければならない」ということになる。
- 委員：市の情報公開条例との整合性は取れているのか。

- 事務局：情報公開条例では、「次の各号のいずれかに該当する場合を除き公開する」と規定している。
- 会長：原則公開ということになっている。個人的な考え方だが、「公共の福祉に反しない限り」を入れると、これが一人歩きすることがある。恣意的ではないが、市がこれを言い訳にして非公開とすることもあり得る。削除したほうが良いと考えるがどうか。
- 委員：了解。
- 委員：第5条では、「市が保有する情報」を「市政に関する情報」に修正したが、ここでは、市が保有する情報のままで良いのか。
- 事務局：第5条は、情報提供であり、求められなくても積極的に提供するという意味で、幅広い情報であり、第6条は、請求があつて公開するものであり市政に関係した狭い範囲での情報という意味で使っている。
- 委員：どちらが狭いのか、よく分からない。
- 会長：第6条の情報公開は、公開できる情報が限定される。
- 委員：第5条の市政に関する情報と第6条の市が保有する情報では、市が保有する情報のほうが広い。市政に関しない情報も市は保有しているので、範囲が広がるのではないか。
- 委員：第5条と第6条が逆ではないか。
- 委員：「市政に関する情報」という表現のほうが狭いような気がする。
- 事務局：もう一度、事務局で調べ、整理させていただきたい。
- 委員：条文の見出しが、「情報提供」「情報公開」となっているから紛らわしいのではないか、第6条の情報公開については、例えば、「市民の知る権利の保障」としたらどうか。
- 会長：「知る権利」については、第10条の市民の権利の中で出てくる。また、第6条の主語は、市民ではなく、市となっている。

【第7条】

※特段意見なし

【第8条】

- 委員：「配慮する」というのは、必要ないのではないか。どのような意味があるのか。
- 事務局：市民の皆さんが意見や要望することができるための制度を設けたり、市のホームページで提案のコーナーを設けたりすることなどが、市民に対する市の配慮と考えている。
- 委員：前段を「努めなければならない」としたことにより、後段を「配慮する」としたようにも思える。前段を「把握し」とし、後段を「努めなければならない」とすれば重複しないのではないか。
- 事務局：委員の指摘のとおり、前段を「努めなければならない」とし、後段を「配慮する」として、前段が強く、その手段として後段が弱くしている。前段を「しなければならない」として、後段を「努めなければならない」としても良いかもしれない。
- 会長：2つの文章に分けなければ、どちらも「努めなければならない」となるのではないか。「～を把握し、～できるよう努めなければならない」としたらどうか。いずれ

にしる、「配慮」という文言は削除することとしたい。

- 委員：意見や要望を提出することもあると思うが、「提案」もあるのではないか。提案、提出としたらどうかと思う。
- 会長：提案は、提出の中に含まれないか。
- 委員：例えば、行政区の総意として市に提案するというようなことが考えられる。提案というものがあって良いのではないか。
- 会長：市民自らが良い考え方を市に提案することだろう。条文の書き方については、技術的な部分もあるが、「提案」を含めることにしたい。

【第9条】

- 会長：魅力という文言はそのまま残すという事務局からの説明だったが、それで良いか。
- 委員：了解。

【第10条】

【第11条】

- 委員：第10条第5項の規定は、第11条に移動して、「義務の免除」としたらどうか。確かに「不利益を受けない」というのも権利かもしれないが、権利だけを主張する人もいる。
- 委員：「不利益を受けない」という権利が規定されてしまうと、参画しない人に「条例のここに書いてあるじゃないか」と言われてしまう。病気等で参加できない人については、地域でも十分理解している。
それよりも、「なぜ参加しないのか」と尋ねると、「草刈や溝さらいなんてことは、市がやるべき。我々は、そのために税金を払っているのだから」と言われる。そのような人に対して、「あんた、それじゃあいかんよ」と言おうと思っても、この条例に「不利益を受けない」と書いてあったら、こちらも強く言えなくなる。
そういう意味では、市が地域の実情を把握できていない。最近では、転入者に対して行政区加入をお願いしたり、都市計画の開発許可申請の際に、加入を促したりしてもらってはいるが。
問題は、賃貸住宅に住んでいる人である。「ここは終のすみ家ではないので、まちづくりなんて関係ない」と思っている人もいる。現場としては、なかなか一体とならないところに苦慮しており、足繁く通って、行政区加入を頼み込むような感じにしかならない。
あえて、ここで「参画しなくても不利益を受けない」ことを強調して欲しくない。
- 会長：検討会議では、このことを規定しておきたいという意見があったのか。
- 事務局：わがままというより、病気等で参加できない人を救いたいという意味である。
- 委員：そのような人のことは、理解できる。そうではなくて、行政区に加入せず、作業にも参加せず、「市が全部税金でやるべき」と文句ばかり言っているような人に対しても、この規定が該当してしまうことになる。
一方で、一緒になってまちづくりを進めていきたいと思いますと規定しているのに、一方では、参加しなくても不利益は受けないと規定していると矛盾を感じる。現場のものとしては、それでは大変だということを言っているのである。
- 委員：私も委員の考えと同じである。「参画できないことで不利益を受けることはない」となっているが、私の解釈では、「不当な不利益を受けることはない」ということだ

と思う。例えば、出不足金についても、個人にとっては不利益かもしれないが、皆さんの合意のうえで出不足金を払うのであれば、不当ではないのではないかと。表現は分からないが、意味合いとしては、そのような趣旨ではないか。

○委員：前文に「人権」という文言を盛り込めば、この条項は必要ないのではないかと。

○委員：皆で一緒になってまちづくりを進めましょうという条例なのに、わざわざここにこのようなことを規定する必要があるのか。一旦、これが条例に盛り込まれてしまったら、このことがずっと基本となってしまう。

まちづくりで、良くしていこうという意味で条例を作っているのに、この条項によって却ってまちづくりの足かせになったり、人の和を乱す原因となったりする可能性があるため、この条項については、外してもらったほうが良い。

○委員：法制上、この条項を外しても大丈夫なのか、不当な不利益とするなど、文言の修正で対応すべきではないのかが分からない。

○委員：条例全体を通じて、市民と市という構造が多く規定されているようだが、住民どうしの関係の尊重というものが抜けているように思える。「不利益を受けない」と規定するより、「市民どうしがお互いの立場を尊重し合わなければならない」というようなことのほうが、これからまちづくりをしていく中で重要ではないか。「お互いを尊重して同じ目標に向かってまちづくりをやっていきましょう」というようなことが規定されていないように思えた。

○会長：この条項を入れたのは、善意だったと思うが、少し後ろ向きの規定になっているようにも思える。何か前向きな表現に変えることはできないか。

○委員：深江校区の行政区長に話を聞いてみたら、最近は自主防災組織設立の動きが出てきたことによって、行政区への加入が少し進んだそうだ。それは、自らの命に関わることだからだろう。区長さんの話では、もう少し市の協力が必要であるとのこと。新しいマンションが建って、新たな隣組ができれば、行政区長だけでなく、市の担当者も一緒になって加入促進を行うべきではないかということだった。

●事務局：市も長期総合計画の中で自治会加入を促進することを掲げており、新たなマンションができる場合には、建築前に建築主と自治会加入促進を協議し、自治会活動を応援する立場をとっている。ただし、自治会組織自体は、それぞれ規約を定めて、それに基づいて活動しているため、その活動内容についてまで市からアレコレ言うことはできないため、それぞれの自治会活動を尊重する立場をとっている。

これからのまちづくりにおいて、自治会活動は大変重要であるので、自治会加入を含めて、自治会活動の活性化を促進していく立場である。

○委員：市として自治会活動の実力を高めていくということは、とても重要であるので、そのことを1項くらい設けても良いのではないかと。

●事務局：それについては、条例第22条で、市民による自治における市の役割を規定している。前回の会議で、市が市民課の窓口で、転入者に対し、「行政区加入は自由ですよ」と説明することが見受けられ、それが行政区加入促進の足かせになっているという指摘だった。合併後は、そのようなことはなく、市も一緒になって積極的に行政区加入を勧めているところである。

○委員：窓口で、転入者から「絶対に入らなければならないのか」という指摘があれば、市は「そうではない」と言わざるを得ない。

●事務局：市も「加入はいつでもいいですよ」とは言っていない。加入してもらえようをお願いしている。

○委員：市が応援するというより、行政区自治活動が大事であるということがこの条例か

	<p>ら感じられたら良い。これからのまちづくりは、特に共助が大事であり、住民の共助を応援するというより、住民と一緒に共助を進めていくことが必要ではないか。</p> <p>○委員：第 22 条の応援ということなどは必要ない。一緒にやっていくことのほうがたいせつである。</p> <p>○会長：第 10 条第 5 項の規定は外すということで良いか。そのうえで、市民どうしの横のつながりをもっと重視すべきということで、これはむしろ第 11 条第 2 項あたりで規定したらどうか。そのへんを事務局で考えていただきたい。いずれにしても、第 10 条第 5 項は削除するということが良いか。</p> <p>○委員：了解。</p> <p>○委員：子どもの意見表明の権利を第 10 条の市民の権利に加えてはどうか。子どもも立派な市民である。</p> <p>○会長：子どもにも知る権利や意見を述べる権利もあるから、第 1 項のどこかに「子ども」という言葉を入れたらどうか。市民皆がという意味合いを出すために。</p> <p>○会長：主体なのか、主役なのか。</p> <p>○委員：主体が良いのではないか。</p> <p>○委員：分かりやすさでは、主役ではないか。</p> <p>○会長：では、そこはまだ残して、他の条文を見たらうで決めたい。</p> <p>○委員：地域の教育力については、どこかに出てくるのか。</p> <p>●事務局：第 26 条の子育ての推進のところだろう。</p> <p>○委員：全国学力テストの結果は、糸島市では公表しているのか。出せるのであれば、資料としていただきたい。</p> <p>○会長：文科省からの指導もあり、恐らく出さないと思う。</p> <p>●事務局：教育委員会に確認したい。</p> <p>○会長：子どもの教育のことについては、第 26 条で再度、協議したい。</p> <p>4 その他 ※事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回、9 月 2 日（金）、第 12 条から審議していただく。 ・当初、第 27 条までとしていたが、本日審議できていないところがあるため、半分くらいを目途に資料を作成させていただく。 <p>※次回、都合が悪い委員が数人いたため、開始時刻を 13:00 からに変更することとする。</p> <p>※都合により欠席せざるを得ない委員については、事前に意見を事務局に提出いただく。</p> <p style="text-align: right;">【以上で終了】</p>
6 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「きょうどう」の漢字は、「協働」とする。 ・「義務」ではなく、「責務」とする。 ・前文は、本日の協議結果を受けて、事務局で修正案を作成する。 <p>【前文の協議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ やわらかくなるように段落を入れ替える。(合併、市の紹介を先に持ってくる) ➢ 魅力あふれるは削除せず、「活力」を加える。 ➢ 「平和」と「人権」を加える。

- 市民と市が一緒になってという意味合いを出す。
- 子どもも一体となってという意味合いを出す。
- 糸島市の魅力については、人とのつながり、絆を加える。
- 「ともに考え、行動する」は、「ともに考え、ともに行動する」とする。

- ・第1条：「魅力あふれる」を削除。「自立した糸島市」は、そのまま残す。
- ・第2条：「市民」の定義に「個人」を加える。また、列挙方式とする。
「まちづくり」の定義は、「快適」を削除し、「活力」を追加する。
「参画」の定義は、「意思形成」を削除する。文頭に「まちづくりの」を追加する。
見出しは、「重要な用語」とせずに、このままとする。
- ・第3条：「この条例の趣旨」というように「趣旨」という文言を追加する。
文末は、「～しなければならない」と修正する。
- ・第4条：文末を「推進されなければならない」と修正する。
- ・第5条：「市が保有する情報」を「市政に関する情報」に修正する。
事務局検討案の「説明責任を果たすため」は入れない。
- ・第6条：「公共の福祉に反しない限り」は削除する。
- ・第8条：「配慮する」という文言は削除する。また、文章を2つに分けるという事務局検討案ではなく、「～を把握し、～できるよう努めなければならない」というふうに1つにまとめる。
事務局検討案の「提出」だけでなく、「提案」も盛り込む。
- ・第9条：「魅力に関する」という文言はそのまま残す。
- ・第10条：第5項の「不利益を受けない権利」は、削除する。
第1項に「子ども」という文言を挿入する。
- ・第11条：第2項に市民どうしの横のつながりを規定する。
- ・事務局への宿題は次のとおり。
 - ①条例素案の修正
 - ②「市が保有する情報」と「市政に関する情報」の違いの確認
 - ③全国学力テストの結果が公表できるかどうかの確認
- ・次回は、9月2日（金）13:00～ 第12条からの協議を行う。